

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：小川地域棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

中田の棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和12年3月まで、中田の棚田における耕作放棄率51%を維持する。
- ・担い手の確保
 - 令和12年3月までに、中田の棚田の保全に取り組む人数を50人から70人に増加させる。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和12年3月までに、耕作面積1.5haのうち必要に応じて水田の均平化や危険個所の改良等により生産基盤を改良する。
 - 令和12年3月までに、耕作面積1.5haのうち収量が安定しない圃場に対して、他地区の取組を参考に圃場環境を改善する。
 - 令和12年3月までに、中田の棚田における対象区域の周囲に獣害対策用の侵入防止柵を0.6kmから2.5kmに延長する。
- ・土木遺産の保全・活用
 - 令和12年3月までに、竜王水（大溝）の清掃や水路の補修を進め、棚田への用水を確保する。

(2) 棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和12年3月までに、棚田米の生産量を1tから2tに増加させる。
- ・自然環境の保全・活用
 - 令和12年3月までに、中田の棚田で環境保全型の農業（農薬を使用していない米づくり）を耕作面積1haから1.5haに拡大する。
 - 令和12年3月までに、棚田の多面的機能を活用したイベントなどを年間10回程度開催し、年間延べ550人から2,000人に参加者を確保する。
 - 令和12年3月までに、豊富な水資源を活用した水車を設置する。
- ・良好な景観の形成
 - 令和12年3月まで、水田等への活用が困難な土地の草刈りを実施し、棚田景観を維持する。
- ・伝統文化の継承
 - 令和12年3月までに、地域の伝統文化である梅中傘踊り等を習得し、イベント等にも取り入れることで伝統文化を継承する。

(3) 棚田等を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和12年3月までに、中田の棚田で都市農村交流体験イベント（田植えなど）を開催し、年間延べ200人から1,000人の参加者を確保する。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和12年3月までに、棚田のライトアップイベントを開催し年間延べ1,000人の来訪者を誘

客する。

- 令和 12 年 3 月までに、棚田の周辺にトイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所/ジップラインを整備し、年間延べ 1 万人の観光客を誘客する。
- 令和 12 年 3 月までに、棚田の周辺で飲食物を提供できる事業者を 1 件誘致する。
- 令和 12 年 3 月までに、小川地域内でゲストハウスを 1 軒から 3 軒に増加させ、年間延べ 300 人から 1,000 人の宿泊者を確保する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月 31 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 地権者をはじめとする地域住民やボランティアなどの協力を得ながら、棚田の維持・管理を行う。
 - 再生した農地を調査し、水田利用可能か判断する。水田利用が困難な箇所については、米以外(麦やハーブなど)の農作物などを栽培し耕作放棄地を減少させる。
- ・担い手の確保
 - 地域おこし協力隊やボランティアから、棚田での米づくりを担える人材の育成を行う。
 - 現在の登録制ボランティア「棚田サポーターズ」の制度を見直すとともに、継続して町内外から登録者を募集する。
 - 町内外の団体や企業と連携し、ボランティアなどを確保する。
 - 棚田の活動や米づくりに関する情報を SNS などで発信し、棚田の知名度を高めるとともにボランティアなどを確保する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 既存の農地、水路、急傾斜地の調査を行い、調査データをもとに改修・修繕を行い、作業の効率化を図る。
 - 棚田米の収量を増加させるために、情報収集や現地視察、勉強会を実施し、それらの取組を参考に圃場環境の改善を図る。
 - 対象区域の周囲に獣害対策用の侵入防止柵を設置する。
 - 小川地域内での狩猟者を増やす取り組みを行い、棚田の一部で捕獲檻などを設置することで獣害対策を実施する。
- ・土木遺産の保全・活用
 - 地域住民やボランティアとともに、土木遺産である竜王水（大溝）の清掃及び補修を行い、安定した用水を確保する。

②棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 地域の歴史的ストーリーや栽培方法などを活かして棚田米のブランド化を図る。
 - 耕作放棄地の復田による耕作面積の拡大や栽培方法の工夫により収量増に取り組む。
- ・自然環境の保全・活用
 - 耕作放棄地を復田し、耕作面積を拡大する。
 - 地域おこし協力隊制度の活用、棚田サポーターズの増員のほか、農業に取り組みたい人を確

保し、米づくりを継続する。

- 現在実施しているイベント（田植え、稲刈り、稲わらWS）のブラッシュアップを行うほか、棚田の多面的機能や豊かな自然環境を活用し、学習要素を伴ったコンテンツの開発を行う。
- 棚田での体験学習を販売し、県外から教育機関を誘致する。
- 町内の小中学校を対象に体験学習を実施し、座学と実践等特色ある講座に取り組む。
- 水車を設置し、発電や製粉などの自然エネルギーを活用した設備を整えると共に、棚田の象徴として観光客などへのアピールを図る。
- ・良好な景観の形成
 - 棚田の景観を維持するための管理計画に基づき、地域住民やボランティアとともに草刈りを行うことで良好な棚田景観を保持する。
 - 草刈り作業軽減及び景観維持を目的として、緑肥作物などを栽培する。
- ・伝統文化の継承
 - 小川郷土芸能保存会と連携し、梅中傘踊りを習得する。
 - 棚田もしくは小川地域で梅中傘踊りの披露の場を設けることで、伝統文化の継承に努める。
 - 小川八幡神社で行う獅子舞について、地元住民と相談のうえ協議会も参加して継承していくか検討する。

③棚田等を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和7年度に設立する法人を核として、棚田を活かしたイベントの開発と募集を行う。
 - 一般旅行会社と連携してツアーや体験プログラムを提供し、棚田に訪れる観光客を増加させる。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 地元住民の理解や協力を得ながら、企業と連携してライトアップイベントを行い、観光客を誘致する。
 - 棚田の周辺に、トイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所/ジップラインを整備する。
 - キッチンカーなどの誘致を行うなど、棚田の周辺にカフェなどの飲食スペースを用意する。
 - 小川の棚田地域において、空き家などを再生・活用してゲストハウスとして開業し、観光や棚田保全活動などを目的とした訪問者の宿泊施設として活用する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の主な実施主体は、小川地域棚田振興協議会であり、必要に応じて他団体や企業と連携しながら実施する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

小川地域棚田振興協議会は、農業者、商業者、農業者団体、地域住民、NPO 法人、紀美野町、和歌山県で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項